

2010年8月吉日

各位

収支報告書の訂正に関するご報告

本年6月8日に一部報道において、「荒井さとし政治活動後援会」の収支報告における事務所費に関してご指摘を頂きました。その指摘については、6月10日の記者会見でご説明し、また支出内容については帳簿のコピーの配付に加え、領収書の公開を実施いたしました。同時に、念のために支出内容について監査法人のご協力を得ながら、弁護士に確認を要請し、現在に至っています。

このたび、弁護士から報告があり、その結果に基づき既に政治団体としては解散届済みの団体ではありますが総務省にも照会し、収支報告書の訂正願を昨日届け出て受理されましたので、ご報告いたします。

訂正内容は、18年から21年の解散までの4年間において、事務所費、備品・消耗品、組織活動費について、①誤記載（数字の読み取り間違いを是正）②領収書の紛失（政治資金収支報告の要件を欠くことから全額削除）③私用と思われる領収書の混入（全額削除）④届出の間違い（是正）などです。

以上の訂正による各年の支出の減額した結果、4年間で合計43万7030円の支出が減額され、解散時の剰余金となりました（収支報告書が開覧に供されている18-20の3年間で40万6371円）。この減額分の補填については各人の弁済等で手当ていたしました。なお、私用分の領収書の混入と判断されたのは、18件、9万8783円でした。解散時剰余金の扱いは今後、法令に照らした適切な処理方法を検討いたします。

また、政治活動費のうち一件5万円以上の支出は支出先の氏名、支出年月日、金額等の明細を記すべきところ、「5万円超」との錯誤により、3件15万円について内訳明細への記載が漏れていたことが発見されましたので、改めて記載いたしました。もともと帳簿には計上されていた金額であり、組織活動費の小計金額に異動は生じておりません。さらに、21年分についても錯誤等について訂正いたしましたが、これは21年分収支報告書を開覧下さい。

さらに、江田五月事務所にボランティアで手伝いに行っていた荒井事務所スタッフが江田事務所の電話代の一部を誤って支払っていた3万3865円については、江田事務所から精算が行われましたので、その金額を減額いたしました。

訂正内容の概要は以上です。

上記のような誤記載、ミスが生じた原因は、帳簿への記載が支出から日数を経た後に行われていたこと、二重チェック等の態勢が万全ではなかったことなどが指摘されました。改めて当時の実務担当者に厳重注意いたしました。

ご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びし、今回のことを教訓として今後かかることのないよう十分に注意いたします。

以上

衆議院議員 荒井聰事務所